

古文書講座

—徳川家康の由緒を読み解こう—

富士宮市教育委員会

文化課 松本将太

由緒とは

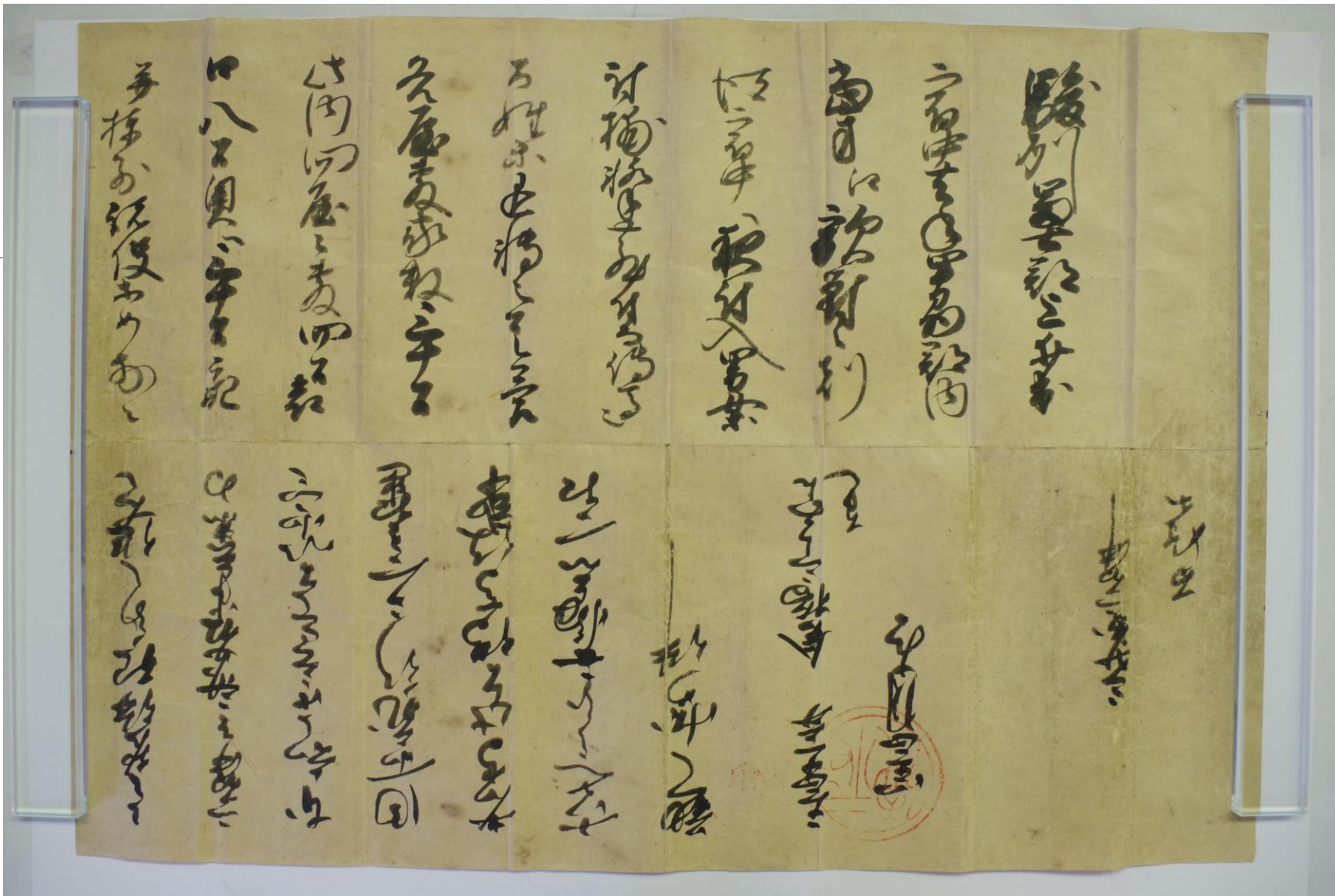
- ・「由緒とは、家・村・諸集団がもつ地位や特権、他者に対する優位性の由来を、権力者との関係などから歴史的に説明する言説であり、その地位・特権・優位性を維持・主張する機能をもつ。」

（早田旅人「徳川家康由緒・伝承と地域」）

→特に19世紀以降は「由緒の時代」とされ、さまざまな家・村・諸集団により由緒が語られるようになったとされる。

上井出区有文書

- ・上井出区に伝来した古文書群。
- ・上井出村・根原村の古文書を中心に、戦国時代～明治時代の史料90点により構成される。
- ・最も古いのは天正11年(1583)の徳川家康朱印状。その他、検地帳や宗門帳、駿河と甲斐の国境相論に関する資料が残る。
- ・富士宮市教育委員会では、平成24年(2012)3月に古文書を解読・解説した報告書(『上井出区有文書』)を刊行している。



駿河守康朱印状

之百五十五兩為御用

高目込御用

御用金御用

御用金御用

御用金御用

御用金御用

御用金御用

御用金御用

御用金御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

御用

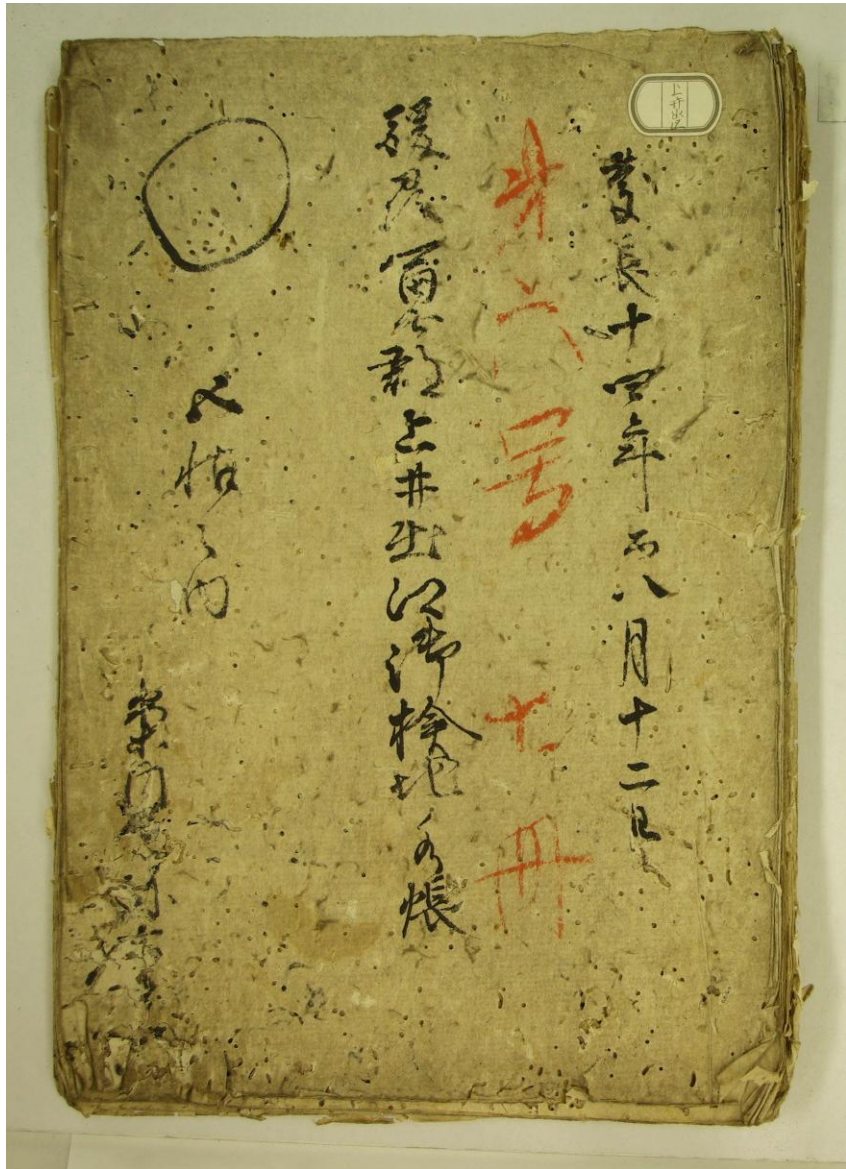
御用

御用

御用

御用

徳川家康朱印状



駿甲国境相論裁許絵図

駿州富士郡上井出村御検地水帳

白雲書院藏書

①

一上月朔之湯者

六日集村念

東照權理棟

河津中野村之村之

新設河津之新 作舟之東海江河通河

于外新設河津儀棟之新 治河之新

河津一切如前中野村之新

中野村之新之新之新

河津之新之新之新

殿新河津之新之新

河津之新之新之新

文政元年 正月

②

河地頭棟

④

河津中野村之村之

③

- ①表題
- ②年月日
- ③差出
- ④宛名

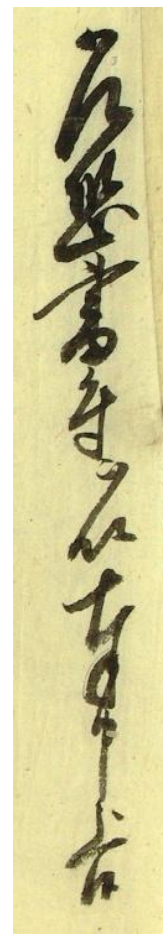
①表題

乍^レ恐書付以奉願上候



恐^{おそ}れ乍^{なが}ら書付^{かきつけ}を以^{もつ}て願^{ねが}
い^あ上^{たてまつ}げ奉^{そつろ}り候

【その他の例】



乍^レ恐書付ヲ以奉申上候



乍^レ恐以書付奉願上候

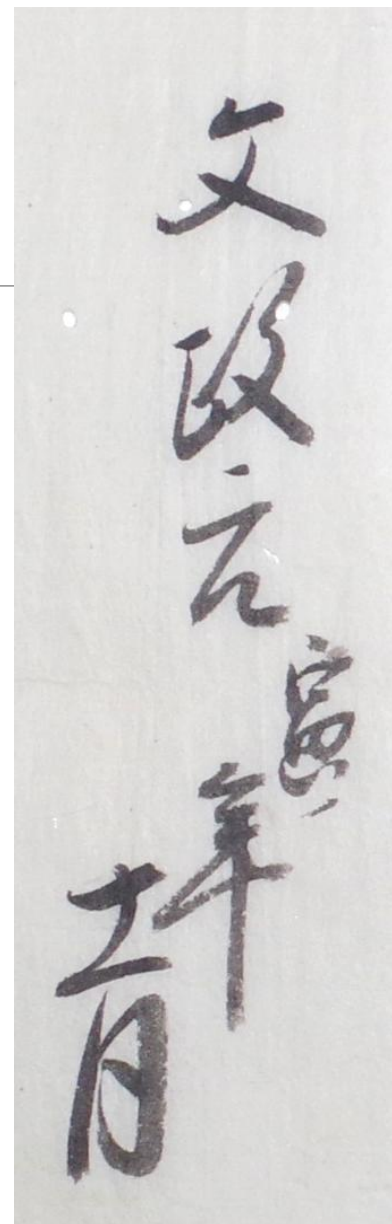
②年月日

- ・文政元年は1818年。
- ・江戸時代の元号は36通り。
- ・十二支も12通り。
→それぞれ知っておくと読みやすい。

文
政
元
寅

年

十
一
月



江戸時代の元号

慶長(1596-1615)	元和(1615-1624)	寛永(1624-1644)	正保(1644-1648)
慶安(1648-1652)	承応(1652-1655)	明暦(1655-1658)	万治(1658-1661)
寛文(1661-1673)	延宝(1673-1681)	天和(1681-1684)	貞享(1684-1688)
元禄(1688-1704)	宝永(1704-1711)	正徳(1711-1716)	享保(1716-1736)
元文(1736-1741)	寛保(1741-1744)	延享(1744-1748)	寛延(1748-1751)
宝暦(1751-1764)	明和(1764-1772)	安永(1772-1781)	天明(1781-1789)
寛政(1789-1801)	享和(1801-1804)	文化(1804-1818)	文政(1818-1830)
天保(1830-1844)	弘化(1844-1848)	嘉永(1848-1854)	安政(1854-1860)
万延(1860-1861)	文久(1861-1864)	元治(1864-1865)	慶応(1865-1868)

③差出

上井出村

百姓代

十吉印

組頭

源兵衛印

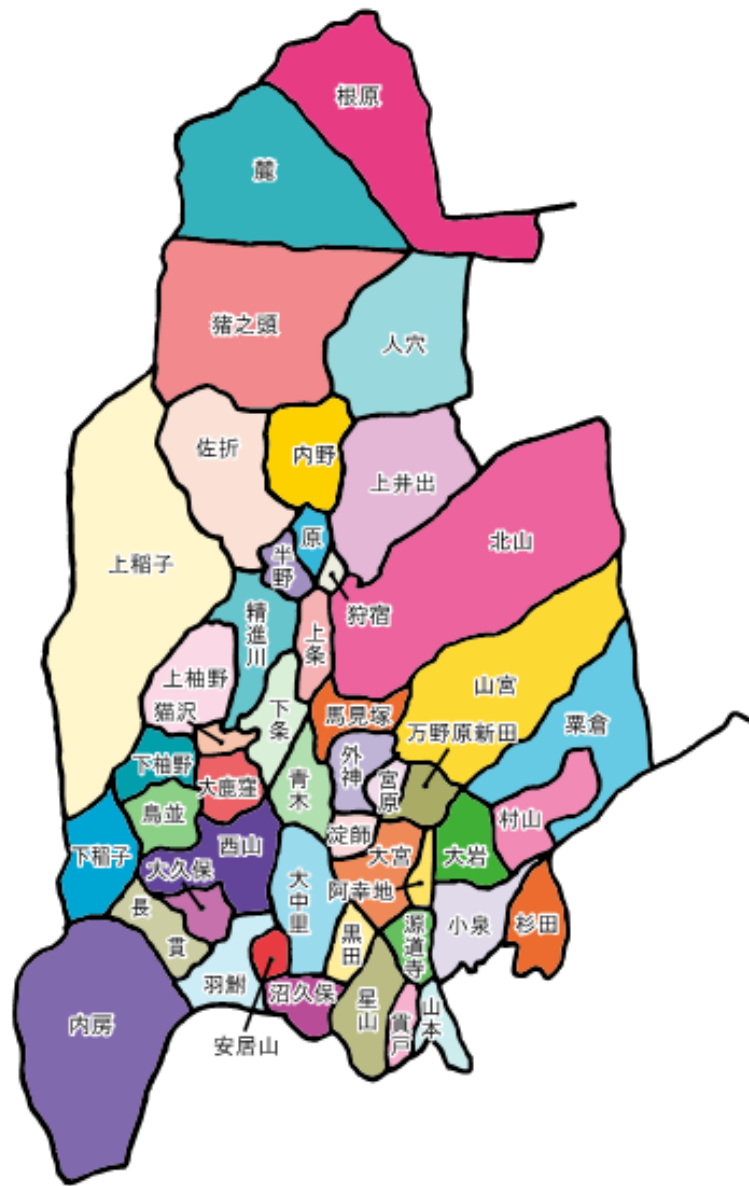
名主

十左衛門印



江戸時代の村名

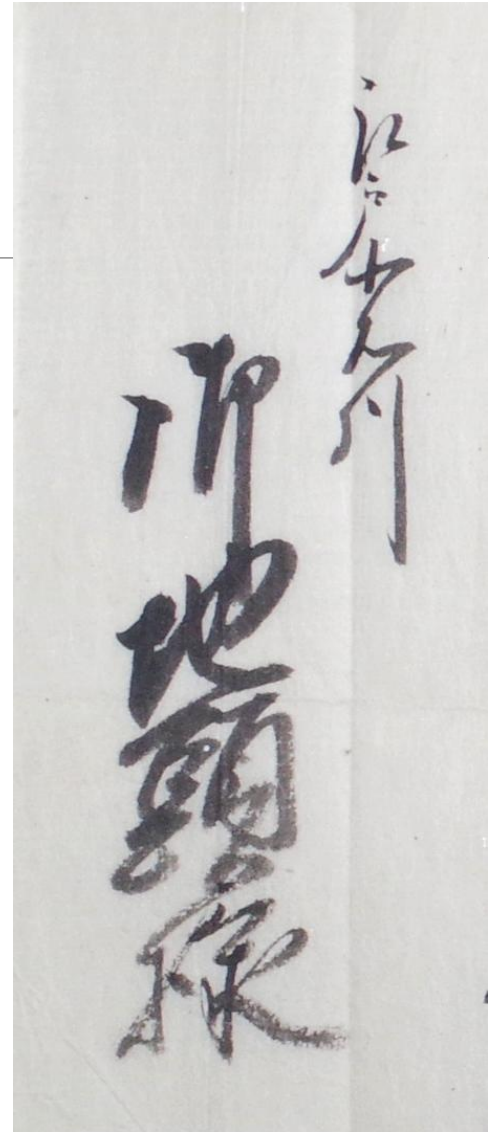
青木 阿幸地 安居山 粟倉 猪之頭
内野 内房 馬見塚 大岩 大久保
大鹿窪 大中里 大宮 上井出
上稲子 上条 上柚野 狩宿 北山
黒田 小泉 佐折 下稲子 下条
下柚野 精進川 杉田 外神 鳥並
長貫 西山 貫戸 沼久保 猫沢
根原 野中 羽鮒 原 半野 人穴
麓 星山 万野原新田 宮原 村山
山宮 山本 淀師



④宛名

- ・江戸小石川...東京都文京区小石川
- ・地頭...江戸時代、地方知行を持つ幕府の旗本や私藩の給人の通称。小領主。
- ・江戸時代の富士宮市は江戸幕府の直轄領(天領)、旗本領、寺社領などが混在し、様々な領主がいた。
→上井出村は旗本杉浦氏の知行地。杉浦氏の屋敷は小石川。

江戸小石川
御地頭様



白雲書院藏書

①

一上月朔之湯者

六日集村念

東照權理棟

河津中野村之村之

新設河津之新 作舟之東海江河通河

于外新設河津儀棟之新 治河之新

河津一切如前中野村之新

中野村之新之新之新

河津之新之新之新

殿新河津之新之新

河津之新之新之新

②

文政元年 正月

④

河地頭棟

③

河津中野村之村之

- ①表題
- ②年月日
- ③差出
- ④宛名

一・二行目

一上井出村之儀者

天正年中乍恐

一上井出村之儀者

天正年中乍恐

一上井出村の儀は、天正年中、恐れ乍ら

東照権現様
御朱印戴候之村ニ有之候故

東照権現様方 御朱印戴候之村ニ有之候故

東照権現様より御朱印戴き候の村にこれあり候故、

- ・天正年中...1573年～1592年。
- ・天正10年(1582)織田信長の武田氏攻めや、武田氏の遺領をめぐる徳川氏と北条氏の戦い(天正壬午の乱)が発生。
- ・東照権現...徳川家康の死後、贈られた神号。
- ・御朱印...朱印の押された文書。
- ・闕字・平出...敬意を示す表現。

三・四行目

諸役御免ニ被 仰付依之東海道御通行

諸役御免ニ被 仰付依之東海道御通行

諸役御免に仰せ付けられ、これにより東海道御通行

其外諸役御公儀様より仰せ渡され候節も

御座候えども、

其外諸役御公儀様より仰せ渡され候節も御座候えども、

其の外諸役御公儀様より仰せ渡され候節も御座候えども、

- 諸役...本年貢以外の種々の雑税や夫役
- 公儀...全国を支配する公権としての幕府・將軍を指す。
- 東海道御通行...幕府は街道に宿駅を整備し、物資輸送・役人往来のため伝馬役を課した。

五・六行目

得共一切相勤不申候尤甲州繼立之場所ニ

得共一切相勤不申候尤甲州繼立之場所ニ

一切相勤め申さず候、尤も甲州繼立の場所に

御座候故、定立式足宛々、年々相勤め、

御座候故、定立式足宛々、年々相勤其外

御座候故、定立式足宛々、年々相勤め、

- ・継立...街道上の宿駅ごとに人馬を替えて荷物の輸送などをする事。
→上井出は甲斐と駿河を結ぶ中道往還上の宿駅で、人馬の継立が行われた。
【富士宮市域】
大宮→上井出→人穴→根原

七・八行目

御役之儀者決而相勤不申候然此度

其外

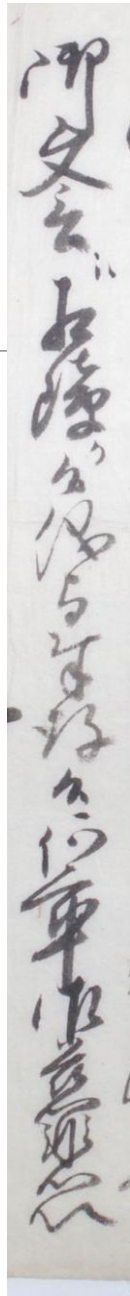
其の外御役の儀は決して相勤め申さず候、然る処に此の度

殿様御役金被仰渡畏奉承知候得共乍恐

ども、

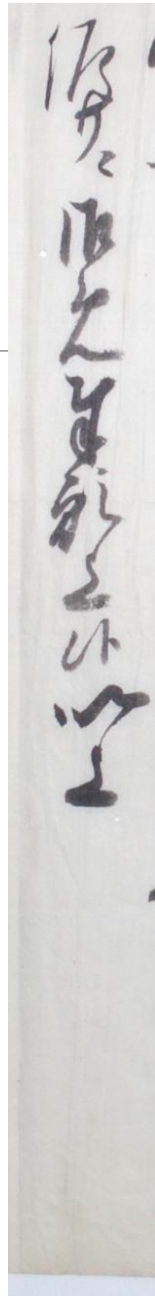
殿様御役金仰せ渡され、畏み承知奉り候らえども、

- 殿様...上井出村の領主である旗本の杉浦氏。
- 役金...課役を金銭で納めること。
- 甲州継立の他は御役を決して勤めなかった。
- 今回、「殿様御役金」を仰せつけられ、畏み承知したが...



御文言江相障り候儀与奉存候何卒御慈悲以

恐れ乍ら御文言へ相障り候儀と存じ奉り候、
何卒御慈悲を以て

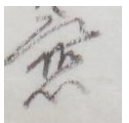


偏ニ御免奉願上候以上

偏に御免願い上げ奉り候、以上、

- ・御文言...天正11年に出された徳川家康朱印状にある諸役免許の文言を指す。
- ・朱印状の御文言に障るので、御役金の免除を願う。

乍恐



読み下し文

恐れ乍ら書付を以て願ひ上げ奉り候

一 上井出村の儀は、天正年中、恐れ乍ら東照権現様より御朱印戴き候の村にこれあり候故、諸役御免に仰せ付けられ、これにより東海道御通行其の外諸役御公儀様より仰せ渡され候節も御座候えども、一切相勤め申さず候、尤も甲州継立の場所に御座候故、定立式足宛々、年々相勤め、其の外御役の儀は決して相勤め申さず候、然る処に此の度殿様御役金仰せ渡され、畏み承知奉り候らえども、恐れ乍ら御文言へ相障り候儀と存じ奉り候、何卒御慈悲を以て偏に御免願ひ上げ奉り候、以上、

古文書の内容

(上井出村の百姓→旗本杉浦氏)

- ・上井出村は天正年間に恐れ多くも東照権現様(徳川家康)の御朱印を頂戴し、諸役免許とされてきた。
- ・そのため、東海道の通行など諸役が御公儀様(江戸幕府)から課された時も、一切勤めなかった。甲州継立の場所なので、定立2疋を年々勤めるのみで、その他の役は決して勤めない。
- ・今回、殿様御役金を言いつけられ、承知したが、朱印状の文言に差し支えるので、免除いただきたい。

富士宮市における徳川家康の事績と由緒

○徳川家康

- ・天文11年(1543)、三河国の岡崎城主松平広忠の子として出生。
- ・父の死後、駿河国の戦国大名今川氏の保護を受け、駿府で幼少期を過ごす。
- ・永禄3年(1560)、桶狭間の戦いの後、三河国で独立。永禄11年(1568)に遠江国を攻撃し、戦国大名今川氏を滅ぼす。その後、三河国・遠江国で武田信玄・勝頼と戦いを繰り広げる。

天正10年(1582)の動きと家康

月	出来事
2月	織田軍、徳川軍が武田氏領に向けて出陣。
3月	武田勝頼が甲斐国天目山で自害し、 <u>武田氏が滅亡する</u> 。徳川家康は駿河国を与えられる。
5月	家康が織田信長への御礼のため安土へ赴く。
6月	<u>本能寺の変(信長の死去)</u> 。家康は伊賀越えにより岡崎城へ帰還。
7月	家康、甲斐国へ向けて出陣する。
8月	甲斐国・駿河国などで徳川軍と北条軍が対峙する(~10月)。
10月	家康が北条氏と和睦する。 <u>家康は三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の5か国を領する大名となる</u> 。

富士宮市域における徳川家康の由緒(江戸時代の地誌などをもとに作成)

事項	町・村	概要
浅間大社社殿	大宮	徳川家康が関ヶ原の戦いでの勝利により、慶長9年(1604)に浅間大社の社殿を造営した。
大宮、伝馬	大宮	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、伝馬を度々勤め、引き続き御用を務めるため、諸役免除を受けた。
富士山頂	富士山	浅間大社は富士山頂での参銭の取得権を徳川家康より認められた。
鉄砲曼荼羅	北山	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、北山本門寺で日蓮直筆の曼荼羅を受け馬上に掲げた。鉄砲の玉が曼荼羅の花押に当たり、家康は難を逃れた。
本門寺用水	北山	北山用水、鉄砲曼荼羅のお礼に徳川家康が井出正次に命じて開削させた。
清斗角	青見	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、清斗角は案内者となり、軍忠があった。
上井出宿、斎藤弥右衛門	上井出	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、伝馬役を務め、公役の免除を受けた。上井出の斎藤弥右衛門が家康の案内をした。
赤池善左衛門	人穴	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、伝馬の夫役にたえかねて村人が逃げ出してしまったが、赤池善左衛門は留まり、公用を務め、家康より賞された。
人穴、長谷川角行	人穴	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、人穴に逃れ、長谷川角行に助けられた。
小林氏	根原	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、小林氏が案内をし、諸役免除の御朱印を受けた。
竹川氏	麓	天正10年、徳川家康が甲斐に出陣した際、竹川藤左衛門が案内をして、戦死した。子孫は富士野三里の間の御朱印を受けた。
刎橋	内房・長貫	慶長13年(1608)、徳川家康の命により架けられた。
富士川舟運	富士川	慶長12年(1607)、徳川家康が角倉了以に命じて富士川舟運を開かせた。

豊臣政権と小田原合戦

(天正18年〈1590〉2月～7月)

月	出来事
2月	徳川家康が長久保城(長泉町)に到着。江尻湊(静岡市清水区)に豊臣水軍が到着。
3月	<u>豊臣秀吉が京都を出陣、駿府城を経て、三枚橋城(沼津市)に入る。山中城(三島市)・葦山城(伊豆の国市)で戦いが始まる。</u>
4月	徳川家康らが北条方の籠城する小田原城の包囲を開始。秀吉は石垣山城を築く。
4～6月	関東でも各地で合戦。豊臣軍が小田原城に向かい進軍する。
7月	北条氏直の降伏。小田原城が開城する。

豊臣秀吉の発給文書と富士宮市

- ・北条氏討伐の後、その領国には徳川家康が入る。家康が領国としていた駿河国には、豊臣秀吉の家臣の中村一氏が入った。
- ・豊臣系大名による支配の当初は、豊臣秀吉から直接、寺社領寄進の朱印状が直接出されている(12月26日・28日)。
- ・現在の富士宮市域も同様に、豊臣秀吉の朱印状を確認できる。

富士宮市域の豊臣秀吉関係資料(『静岡県史料』より)

年月日	西暦	資料名	宛名	資料群名
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状写	富士段所与八郎	大宮浅間神社文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉掟書写	—	旧大宮司富士家文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状写	富士大宮司	旧大宮司富士家文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状写	大宮司	旧大宮司富士家文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	別当法幢院	旧富士別当宝幢院文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	富士公文宮内少輔	公文富士家文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	安養寺	安養寺文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	本門寺	本門寺文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	大悟庵	大悟庵文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	先照寺	先照寺文書
天正18年12月28日	1590	豊臣秀吉朱印状	辻坊	旧辻坊葛山氏文書
天正19年9月7日	1591	豊臣秀吉朱印状	富士山村山之池西坊	旧池西坊北畠家文書
天正19年9月7日	1591	豊臣秀吉朱印状	池西坊	旧池西坊北畠家文書

後河内大宮内七格之末因書下第
列如村家合七格之末一事一任
面知行之旨之底之格地と在く
高取請年一合下格知強上者
ゆり年請後并山林竹木水之
外深又

天保八年正月廿六日



豊臣秀吉
印

豊臣秀吉朱印状
(公文富士家文書)

【翻刻】

駿河国大宮郷内七拾三石同青山郷内
別所村四石合七拾七石之事任
当知行之旨今度以検地上右之
高頭請取之全可領知然上者如
有来諸役并山林竹木等令
免除者也

天正十八年十二月廿八日(印)

富士公文

宮内少輔

【書き下し文】

駿河国大宮郷内七拾三石、同青山郷
内別所村四石、合七拾七石之事、当
知行の旨に任せ、今度検地の上を以
て、右の高頭これを請取、全て領知す
べし、然る上は、有り来りのごとく、
諸役ならびに山林・竹木等、免除せし
むるものなり、

参考文献

- ・日本歴史学会編『演習古文書選 近世編』(吉川弘文館、1971年)
- ・児玉幸多編『くずし字用例辞典 普及版』(東京堂出版、1993年)
- ・児玉幸多編『くずし字解読辞典 普及版』(東京堂出版、1993年)
- ・佐藤孝之ほか『近世史を学ぶための古文書「候」文入門』(吉川弘文館、2023年)
- ・佐藤孝之ほか編『近世古文書用語辞典』(吉川弘文館、2024年)